

令和8年第3回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第68号

令和8年6月3日（水） 山ノ内町役場議場に開く。

令和8年6月3日（水） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 報告第 1号 放棄した私債権の報告について（水道料金）
- 4 報告第 2号 令和7年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について
- 5 報告第 3号 令和8年度一般財団法人山ノ内まちづくり観光局事業計画及び予算の報告について
- 6 承認第 5号 専決処分の承認について
専決第 3号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）
- 7 承認第 6号 専決処分の承認について
専決第 4号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 8 承認第 7号 専決処分の承認について
専決第 5号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）
- 9 承認第 8号 専決処分の承認について
専決第 6号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 10 承認第 9号 専決処分の承認について
専決第 7号 令和7年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 11 承認第10号 専決処分の承認について
専決第 8号 令和7年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 12 承認第11号 専決処分の承認について
専決第 9号 令和7年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）
- 13 承認第12号 専決処分の承認について
専決第10号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 承認第13号 専決処分の承認について
専決第11号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第23号 令和8年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）
- 16 議案第24号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第25号 山ノ内町立義務教育学校整備基本・実施設計業務委託契約の締結について

- 18 議案第26号 令和8年度山ノ内町文化センター大規模改修電気設備工事請負契約の締結について
- 19 議案第27号 令和8年度志賀高原総合会館98高圧受変電設備更新工事請負契約の締結について
- 20 議案第28号 令和7年度山ノ内町消防団小型動力消防ポンプ付積載車購入の売買契約の締結について
- 21 議案第29号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第30号 湯田中ぼうさい広場条例の制定について
- 23 議案第31号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 発委第4号 山ノ内町議会ハラスメント防止特別委員会の設置について

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

2番	畔上恵子君	9番	渡辺正男君
3番	小林仁君	10番	湯本晴彦君
4番	志鷹慎吾君	11番	山本光俊君
5番	塚田一男君	12番	小林克彦君
6番	湯本るり子君	13番	小田孝志君
7番	徳竹栄子君	14番	白鳥金次君
8番	高田佳久君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	鈴木明美	議事係長	前田将久
--------	------	------	------

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	教育長	竹内延彦君
総務課長	古幡哲也君	こども未来課長	山本敏幸君
未来創造課長	堀米貴秀君	生涯学習課長	山本佳史君

農林振興課長	金 井 哲 也 君	經濟振興課長	田 村 清 志 君
建設水道課長	高 木 和 彦 君	危機管理課長	成 澤 高 幸 君
消 防 課 長	高 相 一 夫 君	住民稅務課長	田 村 英 則 君
会 計 管 理 者	湯 本 豊 君	健康福祉課長	小 林 佳代子 君

(午前10時00分)

議長（白鳥金次君） おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席いただき厚く御礼申し上げます。

令和8年第3回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る5月1日に発生した降ひょうで農業関係の被害は、花卉のシャクヤク等は全損未出荷という大きな被害がありました。サクランボ、プラム等の果実類に幼果傷被害があり、リンゴ、桃等は葉の裂傷、花の欠損、ブドウについては新梢の傷、加温ハウスの被覆ビニール破損がありました。果樹全般においては、品質低下等非常に問題があり、収穫時の被害が大きくなるのではないかと懸念されておる状況でございます。

また、建物等の被害は、窓ガラスの破損、屋根瓦の傷、車両の窓ガラス破損、車体の傷等々、損害保険の問合せは数十件に及んでいます。改めて被害を受けられました皆様には、心からお見舞いを申し上げます。町行政におかれましては、秋の収穫まで生産者団体などと連絡を密にし、支援の継続をお願いいたします。

さて、本定例会に提出されました諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位には、全ての案件に対して十分な審査、審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会運営に向けて格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、一般質問には7名が通告しております。改めて申し上げるまでもございませんが、質問は、大所高所から建設的立場の議論と簡明かつ内容のある展開を期待しております。町長をはじめ理事者、管理職各位には、明確なご答弁をお願いするとともに、諸般の議事運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

会議に入る前に、執行機関側の座席の変更について申し上げます。

令和8年4月1日付人事異動に伴いまして、お手元に執行機関側の新たな座席表を配付しておりますので、ご確認をお願いします。

ここで、議会事務局職員の職務引継ぎのため、宮崎前議事係長の出席を許可しましたので、ご報告いたします。

次に、当議会において、本年もクールビズを実施することとしましたので、ご承知願います。

(開 会)

(午前10時03分)

議長（白鳥金次君） ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和8年第3回山ノ内町議会定例会を開会します。

議長（白鳥金次君） 町長から招集の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） おはようございます。

令和8年第3回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、議員各位には、多忙の折にもかかわらず定刻どおりご参集いただき、心より御礼申し上げます。

まず、今来ている台風の状況でございますが、現在、関東、東海地方を中心に大雨や強風への警戒が呼びかけられており、交通機関や地域の生活にも影響が出始めているところです。長野県内におきましても、今朝の時点で地域によっては大雨などに関する警報が発表されているところではありますが、山ノ内町及び周辺地域につきましては、現時点では警報は発表されていない状況です。特に被害の報告もまだ入ってきてはおりません。

しかし、山間部を抱える本町においては、今後の雨の降り方や風の強まり、河川の増水、倒木等には引き続き注意が必要だと思っておりますので、町としても最新の気象状況を注視しながら、必要な備えと対応を取ってまいります。

世界に目を向けますと、大国間の戦争や国際情勢の不安定化により、エネルギー価格や資材価格、食料品の価格の高騰が続いており、物価高やインフレへの懸念は、町民生活や地域経済にも大きな影響を及ぼしております。

また、近年の気候変動により、猛暑や小雨、雪不足など、農業、観光、暮らしの基盤に関わる課題もこれまで以上に身近なものとなってきました。こうした変化を一時的なものではなく、これからの町政運営の大きな前提として受け止めていく必要があると感じております。

一方で、円安などを背景に、インバウンド観光客は今後、さらに増加していくことが見込まれます。本町にとって大きなチャンスである一方、受入れ体制の整備、地域交通、観光人材の育成、さらには外資によるホテルや土地取得に関する地元との調整やガイドラインづくりなど、地域の将来を見据えた対応が求められております。

また、人口減少が進む中で、小さな自治体であっても持続的に機能する役場づくりは避けて通れない課題です。これまで組織改編を進め、一定の成果は出てきていると感じておりますが、本当に町民のために機能する組織となるためには、職員一人ひとりの意識改革、仕事の進め方の見直し、そして変化に対応する力をさらに高めていく必要があります。そのように厳しい時代だからこそ、私は未来への投資を止めてはならないと考えております。

先日、新しい学校づくりに向けた会議がスタートいたしました。子供たちの学びの環境をどう整えていくのか、地域としてどのような学校をつくっていくのか、皆さんが前向きに意見を出し合っている様子を拝見し、大変心強く、そして率直にわくわくする時間でもありました。

学校づくりは、単に建物をどうするかという話ではありません。これからの山ノ内町を担う子供たちにどのような学びを届け、どのような未来を手渡していくのかという、町の将来そのものに関わる大切な取組であります。だからこそ、この学校づくりは、行政だけ、教育委員会だけ、あるいは一部の関係者だけで進めるものではなく、議員各位にも、ぜひ人ごとではなく自分ごととして関わっていきたいと考えております。今後、学校づくり準備委員会などの場に

も積極的に足を運んでいただき、現場でどのような議論が行われているのか、子供たちの未来に向けて町民の皆さんがどのような思いを持っているのかを、ぜひ直接感じていただきたいと思います。

また、スポーツには、子供たちの成長を支える大きな力があります。体を動かすこと、仲間と挑戦すること、時には悔しい思いをしながらも前に進むこと、そうした経験は、子供たちの心と体を育てるだけではなく、地域の活力や交流人口の拡大にもつながる可能性を持っています。山、温泉、自然、雪、そして人のつながり。この山ノ内町には、子供たちの未来を育て、世界から人を引きつける力があります。課題は多くありますが、課題を課題のまま終わらせるのではなく、子供たちの未来につながる挑戦へと変えていく、その姿勢で今議会にも挑んでまいりたいと考えております。

あわせて、議会との関係についても、私から率直に申し上げたいことがあります。

先日、議長から、政策提言を行いたいという話をいただきました。政策提言そのものは、町政にとって大変重要なことであり、私としても歓迎するものです。

ただし、政策提言は、必ずしも町民を大きく巻き込まなければならないものでも、議会全体の総意でなければならないものでもないと考えております。それぞれの議員がそれぞれの立場で町民の皆さんと向き合い、地域で聞いた声や自ら課題だと感じたことをもっと町政にぶつけていただきたいと思います。

その最も重要な場所の一つが一般質問です。前回の一般質問は5名、今回は7名と少し増えたことは、前向きに受け止めております。一方で、また議員の半数にとどまっているのも事実です。一般質問は、議員に与えられた大切な権利であり、町民から負託を受けた議員の皆さんが町政に対して直接問い、提案し、議会という町民が見える場、公開の場で議論する重要な機会です。私への質問書を議会運営委員会で作り、非公開の全員協議会で決を採り、私宛てに提出されたこともありますが、まずは議会本会議という本来の場であり公開の場である一般質問という機会を、もっと積極的に活用していただきたいと思います。

また、政策提言をしたいのであれば、これまで何度もこの議場で申し上げてきたように、政策提言書でも企画書でも町長室に直接持ち込んでいただきたいと思いますとお伝えしてきました。それぞれの議員が自らの問題意識と責任において提案を行うことは、本来いつでもできるはずです。残念ながら、この3年間で議員個人から具体的な政策提案書や企画書を町長室に持ち込んでいただいた例は、若干はありましたが、決して多いとは言えません。だからこそ、今後はぜひ一般質問の場でも、日々の対話の中でも、そして、必要であれば政策提言書や企画書という形でも、それぞれの議員が考える町の問題、町の課題、町の将来像、具体的な提案を遠慮なくぶつけていただきたいと思います。

我々がすべきは批判ではなく、町を前に進めるための議論であり、対立ではなく、子供たちの未来と町民生活のための建設的な提案を話し合うことです。私自身も、そういう提案にはしっかりと向き合いと思っています。

さて、本議会におきましては、報告事項3件、専決処分の承認9件、令和8年度一般会計補正予算2件、契約締結議案4件、条例制定・改正3件の計21件の議案を提出させていただいております。いずれも町民生活と町の将来に関わる重要な案件であります。議員各位におかれましては、慎重かつ十分にご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

(開 議)

(午前10時12分)

議長(白鳥金次君) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長(白鳥金次君) 諸般の報告を行います。

最初に、陳情について申し上げます。

議会運営委員会までに受理した陳情書は2件であります。

会議規則第95条の規定により、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので、会期中に報告できるよう審査をお願いします。

なお、3月定例会で可決されました意見書につきましては、3月24日付で国会及び関係行政庁へ送付しました。

次に、一部事務組合等の会議の関係について申し上げます。

去る3月24日に岳南広域消防組合議会定例会が開催され、条例の制定2件、一部改正1件及び令和8年度一般会計予算が原案のとおり可決されました。

5月19日には、北信保健衛生施設組合議会臨時会が招集され、議長選挙により中野市議会議長、塚田一夫氏が選出されました。また、斎場事業特別会計補正予算及び斎場火葬炉復旧工事に係る負担割合の和解について可決されました。

次に、管内視察について申し上げます。

常任委員会の調査活動として毎年6月定例会に実施しております管内視察につきましては、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、それぞれ所管する課長等と協議の上、期日までに実施されますようお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長(白鳥金次君) 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

4番 志 鷹 慎 吾 議員

5番 塚 田 一 男 議員

6番 湯 本 るり子 議員
を指名します。

2 会期の決定について

令和8年第3回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期16日間)

月 日	曜	種 別	開 会 開 議	閉 議 閉 会	内 容
6. 3	水	本 会 議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 報告第1号～第3号 上程、提案説明、質疑、受理 承認第5号～第13号 上程、提案説明、質疑、討論、承認 議案第23号～第24号 上程、提案説明、質疑、委員会付託 議案第25号～第28号 上程、提案説明、質疑、討論、採決 議案第29号～第31号 上程、提案説明 発委第4号 上程、提案説明、質疑、討論、採決
		全員協議会			本会議終了後
4	木	委 員 会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（補正）
5	金	委 員 会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（補正）
6	土	休 日			
7	日	休 日			
8	月	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問（4人）
9	火	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問（3人） 議案審議 議案第23号～第24号 委員会報告、質疑、討論、採決 議案第29号～第31号 質疑、委員会付託

10	水	休 会			
11	木	委 員 会	午 前 9 時	午 後 5 時	常任委員会（条例等審査・管内視察）
12	金	委 員 会	午 前 9 時	午 後 5 時	常任委員会（条例等審査・管内視察）
13	土	休 日			
14	日	休 日			
15	月	休 会			
16	火	議 会 運 営 委 員 会	午 後 2 時	午 後 5 時	議会最終日日程審議
17	水	休 会			
18	木	本 会 議	午 後 2 時	午 後 5 時	議案審議 議案第 29 号～第 31 号 常任委員会報告、質疑、討論、採決

議長（白鳥金次君） 日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程どおり、6 月 3 日から 6 月 18 日までの 16 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、6 月 3 日から 6 月 18 日までの 16 日間に決定しました。

3 報告第 1 号 放棄した私債権の報告について（水道料金）

4 報告第 2 号 令和 7 年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について

5 報告第 3 号 令和 8 年度一般財団法人山ノ内まちづくり観光局事業計画及び予算の報告について

議長（白鳥金次君） 日程第 3 報告第 1 号 放棄した私債権の報告について（水道料金）から日程第 5 報告第 3 号 令和 8 年度一般財団法人山ノ内まちづくり観光局事業会計及び予算の報告についてまでの報告 3 件を一括して議題とします。

以上 3 件について報告書の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 報告第 1 号から第 3 号について一括してご説明申し上げます。

初めに、報告第 1 号 放棄した私債権の報告についてご説明申し上げます。

山ノ内町私債権管理条例の規定に基づき、徴収が困難となった水道料金について債権放棄したものです。

放棄した金額は75万3,080円で、件数は、平成31年度から令和6年度に係る46期分、債務者は5名です。

放棄の理由は、条例第14条第1項第6号に該当し、徴収停止後、私債権管理条例規則に定める期間1年間を経過したものです。

放棄決定日は令和8年3月31日で、水道事業会計において不納欠損を併せて実施しております。

続きまして、報告第2号 令和7年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告についてご説明申し上げます。

令和7年度山ノ内町一般会計予算の繰越につきましては、令和7年度一般会計予算のうち、12月議会第6号補正で繰越しのご承認をいただきました7款土木費、(仮称)湯田中温泉公園整備設計監理及び整備事業をはじめ、1月議会第8号補正での6款商工費、物価高騰対策商品券事業、3月議会第10号補正での8款消防費、消防車両購入事業ほか4事業であり、合わせて7件です。

繰り越した額の総額2億7,936万4,000円につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、ご報告申し上げます。

報告第3号 令和8年度一般財団法人山ノ内まちづくり観光局事業計画及び予算の報告についてご説明申し上げます。

この事業計画及び予算につきましては、観光局定款に基づき理事会で承認されたもので、観光局からの提出を受けて、地方自治法第243号の3第2項の規定により報告するものです。

以上、報告第1号から第3号まで一括してご説明申し上げます。

なお、報告第3号の細部につきましては、経済振興課長に補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、報告のご受理をお願いいたします。

議長(白鳥金次君) 補足の説明を求めます。

報告第3号について、経済振興課長。

経済振興課長(田村清志君) [報告に基づく補足説明]

議長(白鳥金次君) 質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1件ずつお願いします。

以後の議案等についても同様とします。

まず、報告第1号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第1号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(白鳥金次君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 放棄した私債権の報告について(水道料金)は、報告書のとおり

受理することに決定しました。

報告第2号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第2号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 令和7年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

報告第3号について質疑を行います。

10番 湯本晴彦議員。

10番（湯本晴彦君） 10番 湯本晴彦です。

事業計画の5ページ……

議長（白鳥金次君） 何件でしょうか。

10番（湯本晴彦君） すみません、2点になります。

事業計画の5ページですけれども、観光まちづくり戦略の策定ということで、これに関して、策定時期、どのようにやるのか、その辺をまずお聞きしたい。これが1点目でございます。

議長（白鳥金次君） 経済振興課長。

経済振興課長（田村清志君） お答えいたします。

令和7年度に町の観光交流ビジョンをつくりました。より詳細な観光施策に向けて観光局として取り組むこと、また、ほかをお願いすること等を含めまして、本年度から取り組んでまいります。観光局の委員会等を活用する中、速やかな策定ができるように行っていきたいと思いますが、いつまでということは、今のところ相談しておりませんが、できるだけ早くということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（白鳥金次君） 10番 湯本晴彦議員。

10番（湯本晴彦君） 2点目ですが、その下のDMOですが、この登録申請に向けて体制づくりということですが、その目標時期みたいなのが決まっていたら教えてください。

議長（白鳥金次君） 経済振興課長。

経済振興課長（田村清志君） お答えします。

登録には様々な要件がございます。今、先ほど申し上げました観光委員会、観光局の中の委員会で、令和7年度から地域の課題の洗い出しを始めているところでございます。それを拡充していく中で、まず地域の合意というものがそこから始まります。

あと、資金的な問題、安定的な自走できる収支計画というものもDMO登録の要件に必要ですし、そのほか全てで5件の要件がございますので、すぐというわけにはいきませんが、年

次計画をつくる中で、早めに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議長（白鳥金次君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦です。

議長（白鳥金次君） 何件でしょうか。

12番（小林克彦君） 1件なんです、続いてちょっといきますが。

この収入支出の予算書なんです、今さらと言えば今さらなんです、町の一般会計からは、団体育成資金ということで、1ページの活動支援補助金、この金額がほぼ該当していると。あと、委託事業で三千何百万かあったと思うんですが、それは歳入のどこへ入ってくるか、それから、2ページ以降の歳出のどの事業がそれに該当するのか、お願いします。

議長（白鳥金次君） 経済振興課長。

経済振興課長（田村清志君） お答えいたします。

今ほどの町からの活動支援補助金、事業負担金については、町の予算書と同額の金額となっております。また、受託事業収入、これらにつきましても、町の予算書と同額のものとなっております。

活動支援補助金につきましては、全て1か所にまとまっているというわけではございません。まず、事業負担金につきましては、町が本来行わなければいけない事業、例えばパンフレットの関係、また誘客宣伝の関係、そういったものに負担金については使わせていただいております。

支援補助金につきましては、自走していくために観光局がやる事業ということでございまして、これにつきましても、観光振興事業の中の委託費、また企画運営費のほうに、補助金のほうは主に充てさせていただいております。

以上です。

議長（白鳥金次君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 従来、この局ができる前は、町から観光協会へ出て、観光協会からまたいろいろな各組合のほうへ補助をしていたという金額があると思うんですが、そういうものは、これを見ると全部局で処理している歳出というふうに見られるんですが、そういうものは、今現在はどこに入るのか、それとも、そういうものの支出はないのか、そこをお願いします。

議長（白鳥金次君） 経済振興課長。

経済振興課長（田村清志君） 従来行っておりました、例えば志賀高原スキー宣伝ですとか、スキーの統一宣伝ですとか、そういったものにつきましても、一旦局に入りまして、局のほうから支出してございます。渋温泉の歩行者天国とか北志賀のそばまつり、また夜の花火、そういったものについても、町から局に入りまして、局のほうからそれぞれの団体さんに支出しているという状況です。

議長（白鳥金次君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 今おっしゃった花火のようなものは、ここに項目で上がっていると思うんですが。だけれども、上がっていないものというのは、一まとめにしてどこの部分に入っているんですか。

議長（白鳥金次君） 経済振興課長。

経済振興課長（田村清志君） それぞれの地区で行っていただくものにつきましては、予算書の3ページのところから始まります観光振興事業費、この中の負担金ですとか委託費、企画運営費、こちらからの支出をする予定としております。

議長（白鳥金次君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 再確認します。

そうすると、4ページのこの負担金、各種団体等負担金、これが主に該当するという解釈でよろしいですか。

議長（白鳥金次君） 経済振興課長。

経済振興課長（田村清志君） お答えいたします。

負担金には、例えば県ですとかそういったものも含まれております。負担金、委託金、企画運営費の中からそれぞれ支出している状況です。

議長（白鳥金次君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 今のご答弁だと、そういう既成団体の町へ割り当てられた金額、負担金も入っているけれども、それ以外の町内における各団体等への負担金、補助金、それは、ここには入っていないんだ。

議長（白鳥金次君） 経済振興課長。

経済振興課長（田村清志君） 失礼いたしました。

一般会計から出ているものもございました。申し訳ございません。

ちょっと今、全てどのものというのはあれなんです、先ほどお話ししました観光地活性化特別対策事業、こういったものにつきましては、局でも頂いておりますし、湯田中ですとかさっきの北志賀、そういったものについては、町のほうから出ているものもございます。

議長（白鳥金次君） 8番、高田佳久議員。

8番（高田佳久君） 8番、高田佳久です。

1点お願いしたいかと思えます。

予算書1ページから支出の部分も含めてなんですが、今回、夏まつり山ノ内どんどんが受託事業という形でまちづくり観光局のほうへ移動したんですが、旧来の組織体制も含めて、今回、こういった体制で進めていくのかと、あと、支出の部分で、シルバーほかということなんですが、おおむねどんな感じで支出していく予定でいるのか、お願いしたいと思えます。

議長（白鳥金次君） 経済振興課長。

経済振興課長（田村清志君） 組織の関係なんですが、従来、未来創造課でやっていたときには、実行委員会というものを組織しておりました。実行委員会は、町議会、区長会ですとか商工関

係団体、また踊りの会など、15の団体の代表者さんに集まっていただきまして、事業計画ですとか予算を決定いただき、実施してきたという状況でございます。

本年度から経済振興課に移りまして、観光局のほうに業務を委託し、実施していくわけなんです。観光局で今、8月1日に湯田中ぼうさい広場周辺を会場としての開催に向けまして、踊りステージの住民発表とかアーチストライブ、フードコーナー、その他のイベントにつきまして、企画提案方式で、今、イベント会社さん等に見積りを依頼しております。

観光局の理事会などで内容を検討し、決定し、また予算執行していくことから、実行委員会の編成につきましては、今のところ考えておりませんが、今までの実行委員さんのお力がなければ成功にはならないと思いますので、何らかの形で今までの実行委員さんとも連絡を密にしながら、取り組んでまいりたいと考えております。

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第3号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 令和8年度一般財団法人山ノ内まちづくり観光局事業会計及び予算の報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

6 承認第5号 専決処分の承認について

専決第3号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）

7 承認第6号 専決処分の承認について

専決第4号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

8 承認第7号 専決処分の承認について

専決第5号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）

9 承認第8号 専決処分の承認について

専決第6号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第5号）

議長（白鳥金次君） 日程第6 承認第5号から日程第9 承認第8号までの専決処分の承認について4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） では、承認第5号から承認第8号について一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第5号 専決第3号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第11号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正で、事業の精算などによるものです。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ3億4,424万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ

れ85億7,494万3,000円とするものです。

地方債の補正では、過疎対策事業以下、主に事業費の確定による限度額の変更です。

補正予算の歳入から申し上げます。

町税につきましては、町民税、軽自動車税、町たばこ税及び入湯税の収入見込みによる増額です。地方交付税では、特別交付税の交付決定額に伴い増額します。国庫支出金及び県支出金ですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や社会資本整備総合交付金事業など、主に事業費の確定により減額します。

寄附金では、ふるさと寄附金など、収入実績に伴う減額、繰入金では、財政調整基金繰入金などによる減額です。町債につきましては、地域福祉センターLED化整備事業や街なみ環境整備事業など、事業費の確定による減額です。

次に、歳出について申し上げます。

総務費の総務管理費から諸支出金の特別会計繰出金までの補正額については、主に事業の精算などによる補正です。

続きまして、承認第6号 専決第4号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,642万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,264万円とするものです。

歳入の主な内容は、決算見込みによる国民健康保険税及び諸収入の増額と国庫支出金、県支出金及び繰入金の減額です。

歳出の主な内容は、決算見込みによる保険給付費、保険事業費等の減額です。

次に、承認第7号 専決第5号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万1,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,696万円とするものです。

歳入の内容は、決算見込みにより後期高齢者医療保険料を292万5,000円増額、督促手数料を1万2,000円増額、諸収入の還付加算金等を5万6,000円減額するものです。

歳出の内容は、決算見込みにより後期高齢者医療広域連合納付金を303万6,000円増額、保険料還付金等を15万5,000円減額するものです。

次に、承認第8号 専決第6号 令和7年度山ノ内介護保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

補正の内容は、令和7年度事業の精算に伴う歳入歳出の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,527万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,087万5,000円とするものです。

歳入の主な内容は、保険料290万円及び繰入金1,150万6,000円を減額、諸収入は各種教室等の精算による86万6,000円を減額するものです。

歳出の主な内容は、決算見込みによる保険給付費1,500万円及び地域支援事業費27万2,000円を減額するものです。

以上、承認第5号から承認第8号まで一括してご説明申し上げました。

なお、細部につきましては、承認第5号については総務課長から、承認第6号については健康福祉課長から補足説明させますので、十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 補足の説明を求めます。

承認第5号について、総務課長。

総務課長（古幡哲也君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（白鳥金次君） ここで換気のため11時10分まで休憩します。

（休 憩）

（午前11時00分）

（再 開）

（午前11時10分）

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足の説明を求めます。

承認第6号について、健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（白鳥金次君） これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第5号について質疑を行います。

8番 高田佳久議員。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久です。

3点お願いしたいと思います。

まず1点目ですが、最終補正ということになります。繰越金の試算、見通し、もし金額が分かりましたらお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

現在、令和7年度の決算がまだ出ておりませんので、6月2日時点での見込額で申し上げますが、繰越金では約2億7,600万円ほどを見込んでおります。

以上です。

議長（白鳥金次君） 8番 高田佳久議員。

8番（高田佳久君） それでは、続いて2点目ですが、26ページの財政調整基金への積立てが今回1億8,449万円ということで、黒字見通しということでの説明がございましたが、その要因となる考察をされておりましたらお聞かせください。

議長（白鳥金次君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

ただいまのご質問につきましても、細かな分析につきましては決算後となりますが、6月2

日時点での見込額で申し上げますが、要因としましては、まず、歳出の面では、町道除雪費などが、先ほど補足の説明でも申し上げましたとおり、町道除雪費だけではありませんが、維持補修費で6,900万円ほどの減と、それから物件費では、D X推進事業や予防接種などで4,900万円の減額となっております。

一方で、歳入では、町税で7,700万円、寄附金で1億2,400万円、それから地方交付税で1億2,300万円の増額となりまして、歳入合計では7億2,800万円、約9%強の増となったことから、歳入面での増額が大きな要因と考えております。

以上です。

議長（白鳥金次君） 8番 高田佳久議員。

8番（高田佳久君） それでは、3点目をお願いしたいと思います。

30ページになりますが、地域福祉センターの事業精算ということで、LED化の整備事業ですが、ちょっと金額的にはかなり大きいかなというふうに感じますので、この辺の事業の精算の関係、どんな形になっているのかお聞かせください。

議長（白鳥金次君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えいたします。

地域福祉センターにつきましては、電気施設更新工事ということで、高圧機器の入替えと、それからLEDの交換工事を行っておりまして、工事費全体としまして3,956万7,000円の事業を実施したものでございます。

以上です。

議長（白鳥金次君） 8番 高田佳久議員。

8番（高田佳久君） 例えば入札差金が出ているとか、そういった、要は下がった理由というのが、減額が生じている理由というのが、ちょっと金額が大きいので、どういった理由が要因になっているのかというのをお聞かせ願いたいと質問させていただいたので、もう一度お願いいたします。

議長（白鳥金次君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えいたします。

設計等させていただいてはおりますけれども、実際に入札した金額での差額が発生していると考えております。

以上です。

議長（白鳥金次君） 12番 小李克彦議員。

12番（小李克彦君） 12番 小李克彦です。

一般会計全体を通じてですが、特に31ページの民生費のところでは補足の説明であって、会計年度職員の採用に至らなかったというのが散見されるんですが、3月31日現在で正規職員が計画値に対して何人不足があるか、それから、会計年度職員が何名不足しているのか、それをお知らせください。

議長（白鳥金次君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

年度末現在でよろしいでしょうか。4月1日ではなく。

（「年度末」と言う声あり）

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

令和8年3月31日時点で不足の数といいますと、まず正規職員の場合、本年度10名強採用したいということで採用試験を行っておりますが、一般事務に関して言えば6名の採用ということで、予定では4名から5名ほど少なかったという状況でございます。

また、あわせまして、資格職、これは保育士に限らず、管理栄養士ですとか介護支援専門員ですとか、そういった有資格者の職種に関しても、採用に不足が生じたという形になりまして、トータルでは10名弱ぐらいの不足、予定していた数よりも不足になっております。

また、会計年度任用職員につきましては、一般事務の採用は総務課で行っておりますが、それぞれ、例えば保育士ですとこども未来課が採用しておりますし、介護の関係は健康福祉課など、あと教育委員会など、それぞれ職種ごとに採用を受付、面接、選考を行っておりますので、ちょっと全体の数字として把握はできておりませんが、それぞれの職種で2名から5名程度の不足が生じているものと考えております。

以上です。

議長（白鳥金次君） 12番 小李克彦議員。

12番（小李克彦君） 会計年度ですが、先ほどの国保での課長の話では、ページには200万ばかりのたしか会計年度の減額があったと思うんですが、これはやっぱり人数をトータルで、金額だけではなくて人数で、総務課でも、当然採用担当は総務課でよろしいんだと思うんですが、だからそこは人数を正確につかむべきだと思うんですが、今後どうでしょうか。

議長（白鳥金次君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

まず、会計年度任用職員の採用の手続としましては、毎年11月頃に各課から配置計画、要は人数要望を上げていただきまして、公募する職員が何人いて、公募しなくて済む職員が何人いてということで、公募する職員の分について選考採用をしているんですが、先ほど申し上げましたように、総務課が全ての会計年度任用職員の採用事務を行っているわけではございませんで、一般事務に関しては総務課が行っておりますが、それぞれ必要な職種の業種に関しても、各課の担当のほうで採用が行われているという形になっております。

以上です。

議長（白鳥金次君） 12番 小李克彦議員。

12番（小李克彦君） ということは、総務課では各課から要望があつて、何名採用したいと、で、何名採用しましたという場合の報酬の、いわゆる給料、その可否を認定しているだけと。そこからその実務の関係は、各課が責任を持ってやるという分担で、資金の面は総務課、お金

のほうは総務課、それから実際の採用等の業務は各課でやると、そういう考え方で受け取ってよろしいですか。

議長（白鳥金次君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

最終的な任用承諾書の受付ですとか、そういった申込書の取りまとめは総務課で行っておりますが、それぞれの職種ごとの対応については、議員お考えのとおり各課で行っているというのが状況でございます。

以上です。

議長（白鳥金次君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 今お伺いしていることは、当初の質問と違いまして、だから、勝手に2名必要だから2名採用、3名必要だから3名必要ということ、採用しても、総務課でその手当を出してもらえなければ、判断ができないですよ、担当課も。今1名、例えば途中で辞めたと。じゃ、その1名の補充でしたらきつといいんでしょうけれども、もともと4月1日に始まるときに不足していたというときに、例えば、じゃ、不足分も含めて採用したいという場合は、それは当然事前に総務課の許可を得て、担当課が実施するということではないんでしょうか。

議長（白鳥金次君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

当然人件費に関わってくることでもございますし、町全体の財政の負担に関わってくることでもございますので、当然総務課には必ず上げていただいて、まず配置計画が上がった時点で、例えば前年度1名だったところが2名で要望上がっていた場合は、その1名プラスの分は理由が何なのかということ、例えば産休ですとか、育休で1人足りなくなってしまうですとか、事業が増えたからどうしても1名増員してほしいですとか、そういった理由をまず確認した上で、1月以降の予算編成の中でも各課のヒアリングを経て、それがどうしても必要かどうかということ、これを査定させていただいて、どうしても必要な場合は増員しなければなりませんし、逆に、抑制できるものであれば、抑制できないかどうかということ、これをヒアリングでしっかり確認して、そこで必要ならば予算を計上するというような事務の流れとなっておりますので、全く総務課が知らないところで採用が行われているということはございませんので、必ず総務課を通して合い議を上げていただいて、それで採用の手続をしていただいているという状況になっております。

以上です。

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第5号を採決します。

承認第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(白鳥金次君) 全員起立です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認について、専決第3号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算(第11号)は、原案のとおり承認されました。

承認第6号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第6号を採決します。

承認第6号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(白鳥金次君) 起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認について、専決第4号 令和7年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり承認されました。

承認第7号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第7号を採決します。

承認第7号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(白鳥金次君) 起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認について、専決第5号 令和7年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり承認されました。

承認第8号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第8号を採決します。

承認第8号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、承認第8号 専決処分の承認について、専決第6号 令和7年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり承認されました。

10 承認第9号 専決処分の承認について

専決第7号 令和7年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

11 承認第10号 専決処分の承認について

専決第8号 令和7年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

12 承認第11号 専決処分の承認について

専決第9号 令和7年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（白鳥金次君） 日程第10 承認第9号から日程第12 承認第11号までの専決処分の承認について3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） 承認第9号から承認第11号について一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第9号 専決第7号 令和7年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を7,704万7,000円減額し、総額4億9,272万4,000円に、支出額を6,224万4,000円減額し、総額4億9,245万3,000円にするものです。

内容につきましては、下水道使用料の増額及び国庫・県・一般会計補助金の精算等、事業費確定による減額補正です。

続きまして、承認第10号 専決第8号 令和7年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を1,077万円減額し、総額1億6,081万1,000円に、支出額を1,037万4,000円減額し、総額1億5,658万4,000円にするものです。

内容につきましては、下水道使用料の増額及び一般会計補助金の精算等、事業費確定による減額補正です。

次に、承認第11号 専決第9号 令和7年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を494万6,000円増額し、総額4億5,759万6,000円に、支出額を1,488万円増額し、総額4億1,965万5,000円とするものです。

資本的収入及び支出につきましては、収入額を525万4,000円減額し、総額3,790万8,000円に、支出額を523万3,000円減額し、総額1億4,259万8,000円とするものです。

内容につきましては、水道使用量増加に伴う水道料金の増額、簡易水道事業に係る企業債の減額、消火栓受託工事及び簡易水道施設更新工事完了による減額、一般会計補助金の精算による減額です。

以上、承認第9号から承認第11号まで一括してご説明申し上げました。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第9号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第9号を採決します。

承認第9号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、承認第9号 専決処分の承認について、専決第7号 令和7年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり承認されました。

承認第10号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第10号を採決します。

承認第10号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、承認第10号 専決処分の承認について、専決第8号 令和7年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり承認されました。

承認第11号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第11号を採決します。

承認第11号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、承認第11号 専決処分の承認について、専決第9号 令和7年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり承認されました。

13 承認第12号 専決処分の承認について

専決第10号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

14 承認第13号 専決処分の承認について

専決第11号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（白鳥金次君） 日程第13 承認第12号及び日程第14 承認第13号 専決処分の承認について2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） 承認第12号及び承認第13号について一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第12号 専決第10号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布されたことに伴って改正したものです。

今回の税制改正に伴う税条例の改正概要は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う条文の改正や固定資産税に係る免税点の見直しなどが主な内容です。

続きまして、承認第13号 専決第11号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、健康保険の適正かつ安定的な運営を確保するため、国民健康保険税の税率等を改定するとともに、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、併せて子ども・子育て支援納付金に係る項目を追加するものです。

以上、承認第12号及び承認第13号について一括してご説明申し上げました。

なお、細部につきましては、住民税務課長に補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 補足の説明を求めます。

住民税務課長。

住民税務課長（田村英則君）　〔議案に基づく補足説明〕

議長（白鳥金次君）　これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

承認第12号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

承認第12号を採決します。

承認第12号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、承認第12号　専決処分の承認について、専決第10号　山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

承認第13号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君）　討論なしと認め、討論を終わります。

承認第13号を採決します。

承認第13号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君）　起立全員です。

したがって、承認第13号　専決処分の承認について、専決第11号　山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

15 議案第23号 令和8年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）

16 議案第24号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（白鳥金次君）　日程第15 議案第23号 令和8年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）及び日程第16 議案第24号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議案2件を一括して議題とします。

以上2議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） 議案第23号及び議案第24号について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第23号 令和8年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正です。歳入歳出予算の補正では、歳入歳出それぞれ2,727万3,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ87億927万3,000円とするものです。地方債の補正では、過疎対策事業の増額による起債限度額の変更です。

補正予算の歳入から申し上げます。

国庫支出金では、英語教育強化事業、街なみ環境整備事業の減額などによる補正です。

県支出金では、住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金の実施などによる増額補正をするものです。

繰入金では、財政調整基金繰入金の増などによる補正です。

町債では、街なみ環境整備事業や道路改良事業の補助金減額に伴う起債の増などによる補正です。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、職員配置に伴う会計年度任用職員の人件費などの増額計上、民生費では、住民税非課税世帯を対象としたエアコン設置事業の実施などによる増額補正です。

商工費では、地域力創造アドバイザーの任用に係る経費などの補正、土木費では、町道金倉安代線の事業費の増による増額補正です。

教育費では、コミュニティ・スクールの取組を進めるに当たり、地域コーディネーターを採用するための経費などを増額します。

次に、議案第24号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ155万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,517万8,000円とするものです。

歳入の内容は、事務費繰入金を155万5,000円計上するものです。

歳出の内容は、介護報酬改定に伴うシステム改修のため、委託料を155万5,000円追加計上するものです。

以上、議案第23号及び議案第24号について一括してご説明申し上げました。

なお、議案第23号の細部につきましては、総務課長から補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 補足の説明を求めます。

議案第23号について、総務課長。

総務課長（古幡哲也君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（白鳥金次君） これより質疑を行います。

まず、議案第23号について質疑を行います。

10番 湯本晴彦議員。

10番（湯本晴彦君） 1点お願いします。

13ページですが、商工費の負担金、補助金及び交付金ですが、地域活性化企業人が7月で終わって、地域力創造アドバイザーが8月から来るということですが、この違いというのはどんなところにあるのでしょうか。

議長（白鳥金次君） 経済振興課長。

経済振興課長（田村清志君） お答えいたします。

いずれも総務省の制度を活用しての取組ですが、地域活性化企業人につきましては、企業と町が協定を結びまして、そこの企業さんの人材を町に来ていただくというものでございます。

地域力創造アドバイザーにつきましては、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する方で総務省の認定を受けた方が、地域力創造アドバイザーとして活躍するんですが、やっていただく中身については同じですが、呼び名が違うということと、先ほど、7月に1人が切れるというお話を申し上げましたが、その方がこのアドバイザーの認定を受けていますので、引き続きその方に就いていただくという予定でございます。

以上です。

議長（白鳥金次君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 11ページの社会福祉費で非課税世帯のエアコン設置、これは国から補助が出るということですが、補助率と、それからこの金額は何世帯分を予定しているのでしょうか。

議長（白鳥金次君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えいたします。

世帯の数は、今のところ30世帯を見込んでおりまして、上限が7万3,000円で、補助率は10割となっております。

議長（白鳥金次君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 続いて、議案第24号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、議案第23号及び議案第24号について、予算決算審査委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号及び議案第24号については、予算決算審査委員会に審査を付託することに決定しました。

審査結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって本会期中に報告できるよう
お願いします。

なお、予算審査の日程は、お手元に配付したとおりで予定しておりますので、ご確認願いま
す。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩します。

(休 憩)

(午前11時58分)

(再 開)

(午後 1時10分)

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17 議案第25号 山ノ内町立義務教育学校整備基本・実施設計業務委託契約の締結につ
て

18 議案第26号 令和8年度山ノ内町文化センター大規模改修電気設備工事請負契約の締
結について

19 議案第27号 令和8年度志賀高原総合会館98高圧受変電設備更新工事請負契約の締
結について

20 議案第28号 令和7年度山ノ内町消防団小型動力消防ポンプ付積載車購入の売買契約
の締結について

議長（白鳥金次君） 日程第17 議案第25号 山ノ内町立義務教育学校整備基本・実施設計業務
委託契約の締結についてから日程第20 議案第28号 令和7年度山ノ内町消防団小型動力消防
ポンプ付積載車購入の売買契約の締結についてまでの議案4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） 議案第25号から議案第28号まで一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第25号 山ノ内町立義務教育学校整備基本・実施設計業務委託契約の締結につ
いてご説明申し上げます。

内容は、令和12年4月の開校を目指す山ノ内町立義務教育学校整備に係る基本・実施設計の
業務委託で、1億3,891万1,000円にて株式会社宮本忠長建築設計事務所と委託契約を締結する
ため、議会の議決をお願いするものです。

続きまして、議案第26号 令和8年度山ノ内町文化センター大規模改修電気設備工事請負契
約の締結についてご説明申し上げます。

内容は、文化センターの受変電設備及び非常用発電設備等の更新工事で、1億8,260万円に
て旭電気・中島電気建設共同企業体と請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするもの
です。

去る4月1日開催の町建設工事請負人等選定委員会の審査を経まして、4月24日に入札を行い、4月30日付で落札者と仮契約を締結しております。

参考までに、指名業者は8者で、入札の結果、落札立は98.99%です。

次に、議案第27号 令和8年度志賀高原総合会館98高圧受変電設備更新工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

内容は、開館から25年以上経過した当館の高圧受変電設備の更新工事で、6,985万円にて東和・柳沢建設共同企業体と請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものです。

去る5月7日開催の町建設工事請負人等選定委員会の審査を経まして、5月25日に入札を行い、同月28日付で落札者と仮契約を締結しております。

指名業者は8者で、入札の結果、落札立は99.91%です。

次に、議案第28号 令和7年度山ノ内町消防団小型動力消防ポンプ付積載車購入の売買契約についてご説明申し上げます。

本案は、山ノ内町消防団に配備する小型動力消防ポンプ付積載車を購入するもので、1,716万円にて長野市の株式会社小林ポンプ防災代表取締役内川清友と売買契約を締結するため、議会の議決をお願いするものです。

以上、議案第25号から議案第28号まで一括してご説明申し上げます。

なお、細部につきましては、議案第25号についてはこども未来課長から、議案第28号については消防課長から補足説明させますので、十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 補足の説明を求めます。

議案第25号について、こども未来課長。

こども未来課長（山本敏幸君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（白鳥金次君） 議案第28号について、消防課長。

消防課長（高相一夫君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（白鳥金次君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第25号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第25号を採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第25号 山ノ内町立義務教育学校整備基本・実施設計業務委託契約の締結

については、原案のとおり可決されました。

議案第26号について質疑を行います。

8番 高田佳久議員。

8番（高田佳久君） 8番、高田佳久です。

1点ちょっと確認も含めてお願いしたいかと思います。

今回、電気設備工事ということですが、受変電の場合だとPCBが入っているかと思うんですが、PCBの処分についてというのは、今回の工事の中に入っているのかどうかお聞かせください。

議長（白鳥金次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本佳史君） お答えいたします。

PCBにつきましては、ちょっとその受変電設備に入っているかどうかというところは、建設年月日の関係で微妙なところでございますので、現在の中では調査費として設計書に入れておりますので、含有調査の結果PCBが含まれている場合は、請負業者と協議の上、変更契約で対応してまいります。

以上です。

議長（白鳥金次君） 12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 今回は大規模改修のうちの電気設備工事ということですが、当初予算のものは私、今ちょっと記憶にないんですが、この工事に対して設計費、それから施工監理費、これはどういう処理をされてきていましたか。

議長（白鳥金次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本佳史君） 施工監理費につきましては、設計をしました業者と随意契約で契約を結んでおります。

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第26号を採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第26号 令和8年度山ノ内町文化センター大規模改修電気設備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議案第27号について質疑を行います。

8番 高田佳久議員。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久です。

これも同様となりますが、高圧変電設備ということなので、先ほどと同様にP C Bの関係の処分について、どんな形になるのかお聞かせください。

議長（白鳥金次君） 経済振興課長。

経済振興課長（田村清志君） お答えいたします。

製造年が28年前ということなんですけれども、P C Bの使用はなしと見込んでおりますが、一部コンデンサーについては、ちょっと不明な部分等今後の中でありましたら、変更契約等により対応していく予定としております。

以上です。

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第27号を採決します。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第27号 令和8年度志賀高原総合会館98高圧受変電設備更新工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議案第28号について質疑を行います。

12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 町で購入する車両、何かと繰越しになったりして、部品が間に合わないとかいろいろあるんですが、この消防ポンプ車は、納入日はいつの契約ですか。

議長（白鳥金次君） 消防課長。

消防課長（高相一夫君） 納入につきましては、令和9年3月26日となっております。

議長（白鳥金次君） 5番 塚田一男議員。

5番（塚田一男君） 5番 塚田一男です。

この積載車、6人乗りで、当然普通車両になると思います。参考までに排気量を教えてください。

議長（白鳥金次君） 消防課長。

消防課長（高相一夫君） 排気量は2,700ccのディーゼルエンジンでございます。

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第28号を採決します。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第28号 令和7年度山ノ内町消防団小型動力消防ポンプ付積載車購入の売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

2 1 議案第29号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

2 2 議案第30号 湯田中ぼうさい広場条例の制定について

2 3 議案第31号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議長（白鳥金次君） 日程第21 議案第29号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第23 議案第31号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） 議案第29号から議案第31号までを一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第29号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正され、令和7年4月に施行されたことを受け、当町においても職員の旅費に関する条例の一部改正を行い、令和8年7月1日から施行することとしています。

改正後の条例第14条及び別表において、宿泊費及び宿泊費基準額を規定していますが、この基準額については、国家公務員等の旅費支給規程と同様の内容を定めております。

同省令の基準額については、毎年度、実勢価格を確認した上で、必要に応じた見直しを行うこととされており、このたび、令和7年に実施された調査結果を踏まえ改正が行われ、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令として令和8年4月1日から施行されたことを受け、本条例の基準額を改めて同省令の基準額に合わせるために、一部改正をするものです。

宿泊費基準額について規定している別表を省令の規定に合わせるため、全部改正する内容になります。

続きまして、議案第30号 湯田中ぼうさい広場条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、旧社会体育館跡地に整備を進めています（仮称）湯田中温泉公園の完成を控え、施設の管理に関する必要な事項を定める条例を制定するものです。

次に、議案第31号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご

説明申し上げます。

本条例は、消防団員及び消防従事者が火災などの活動中の負傷や死亡により損害を受けた場合、損害に対する補償を的確に行うための条例です。

今回の改正は、さきに行われた補償基礎額の見直しと同様に、先般の物価上昇や葬祭費用の実態など、近年の社会経済情勢を踏まえ、ご遺族に対する葬祭補償の額が31万5,000円から33万円に政令において増額され、これに基づき、条例で定める葬祭補償額も見直すものです。

以上、議案第29号から議案第31号まで一括してご説明申し上げます。

なお、議案第30号の細部につきましては、建設水道課長から補足の説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 補足の説明を求めます。

議案第30号について、建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） 〔議案に基づく補足説明〕

24 発委第4号 山ノ内町議会ハラスメント防止特別委員会の設置について

議長（白鳥金次君） 日程第24 発委第4号 山ノ内町議会ハラスメント防止特別委員会の設置についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会、湯本晴彦委員長、登壇。

（議会運営委員長 湯本晴彦君登壇）

議会運営委員長（湯本晴彦君） 10番 湯本晴彦。

発委第4号 山ノ内町議会ハラスメント防止特別委員会の設置について。

山ノ内町議会会議規則（昭和62年山ノ内町議会規則第1号第14条）の規定により、別紙のとおり提出する。

令和8年6月3日提出。

山ノ内町議会運営委員長、湯本晴彦。

令和8年 月 日議決。

山ノ内町議会議長、白鳥金次。

内容について説明いたします。

次のページになりますが、山ノ内町議会ハラスメント防止委員会の設置について、次のとおり山ノ内町議会ハラスメント防止特別委員会を設置するものとする。

記。

- 1、名称、山ノ内町議会ハラスメント防止特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第109条及び山ノ内町議会委員会条例第5条。
- 3、目的、ハラスメント防止条例制定に向けて調査研究することを目的とする。
- 4、委員の定数、6人。

5、調査期間、本特別委員会は、議会の閉会中も継続調査することとし、調査期間は議決の日から調査終了までとする。

付記、この件は、議決の日から適用する。

なお、委員の選任については、次のページをご参照ください。

簡単に経緯の説明をいたしますが、昨年、町からのアンケート調査を踏まえて、議会でも早急な対応をしてきたのですが、ここで議会でも本格的にハラスメント防止条例を視野に入れて調査研究を進めようということになりまして、効率的かつ効果的に行うために特別委員会を設けるという提案でございます。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第4号を採決します。

発委第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（白鳥金次君） 起立10人で多数です。

したがって、発委第4号 山ノ内町議会ハラスメント防止特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

引き続いて特別委員の選任を行います。

お諮りします。特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

（休 憩）

（午後 1時34分）

（再 開）

（午後 1時34分）

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会で正副委員長互選が行われました。

その結果、委員長に塚田一男議員、副委員長に小林仁議員がそれぞれ選出されましたので、

ご報告申し上げます。

議長（白鳥金次君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

ここで本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

（散 会）

（午後 1時35分）